

令和7年第3回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 開会 午前 9時08分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第5号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

岩田 浩 宇津木保男 齋藤 勲

大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副 主 幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、豊泉推進委員、田中推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番、中村勝雄委員、9番、荻野実委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月18日に、藤沢地区担当の齋藤勲推進委員とは別々になりましたが、現地の確認をしてきました。

申請地は、案内図のとおり、藤宮市民農園の西側にある農地です。現在、休耕地で除草済みです。

申請者は、別箇所の日高市において農業経営がある者です。農地の取得後はモリンガを付けする計画との事です。申請者と電話を通じて、農業を始めるに至った経緯や理由などもお聞きしております。

補足説明になりますが、モリンガとはインド原産の可食植物で、東南アジアや日本の沖縄、九州の温暖な気候で育つと言われている植物です。また、世界の植物の中で、高い栄養素を持つだけでなく、他の植物の20倍というCO2吸収率もある植物で、乾燥加工してお茶のように飲んだり、カレーのスパイスとして活用したり、生葉はサラダとして食したりと、日常生活に取り入れやすい食材です。国連のホームページでも、モリンガ100万本プロジェクトと称し、貧困・栄養失調・森林破壊に有効な問題解決策として、SDGsも目標として掲げて推奨しております。

農地を借りるにあたり、経緯・理由書で示された内容から、埼玉でも栽培に挑戦したところ、時期は限られますが問題なく収穫できるそうです。事業計画に基づき、展示会やイベントへの出展とモリンガの普及活動・研究などを含め、今後の農業経営への前向きな取り組みが伺えます。農機具借入状況などからも、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

3月24日に、現地を確認しました。小澤委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、市内で新規に農業を行うための申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

小澤委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、概ね150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、3,886平方メートルとなります。

申請地は休耕地でありましたが、借受後はモリंगाを作付けして利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

必要な農機具の確保もできていることもあり、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第1号の2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月20日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、農地や倉庫、住宅などが混在した区域となります。

譲受人は、市内に67アール農地を所有する兼業農家です。

申請地は、野菜畑として利用しておりますが、取得後も引き続き野菜畑として使うとの事です。今回の申請は、持分6分の4を取得した農地の残りの持分6分の2を取得するための申請です。当初一括して取得する予定でしたが、〇〇〇〇〇が付いている関係で申請が遅れたとの事でした。現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

3月20日に、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員に説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。

また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、6,787平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで野菜畑として利用されておりましたが、取得後も野菜畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当１０番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員１０番（久保田勝君）

１０番、久保田です。議案第２号の１番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

３月１８日に、申請地の状況等を確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には農地や住宅が点在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。案内図では分かりにくいのですが、西側の奥に入れるよう北側の畑とは３メートル程の通路が空けてあります。資料のとおり、周りにコンクリートブロックを新設する計画となっており、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

３月２１日に、久保田委員とは別に現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障はないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は現在借家住まいであることから、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和６年５月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和６年１２月２５日付で、農用地区域から除外されております。

続きまして、農地法第４条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号アに合致するものとして、開発許可相当とのこととなっております。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

それでは、1番を議題いたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月21日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、市街化調整区域の農地ではありますが、宅地化が進んだ地区内の農地が点在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われるのですが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

3月21日、宮岡委員と一緒に現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第3号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月21日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲は宅地化が進んだ区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。隣接農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

3月21日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、自動車販売・修理業を営んでいるが、事業拡大に伴い中古自動車及び自動車部品置場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

資料を見ると、敷地内の高低差があるところのようですが、どのような状況ですか。

○事務局

今回の申請地につきましては、北側が高く、南側が低い敷地形状となっております。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

それを平らにするのですか。

○事務局

傾斜しているところを一部削って平らに使うということで、北側と南側にのり面があるのは、傾斜を残してそれ以外のところは平らにして使うという計画でございます。

○議長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

本申請につきましては、現在、借受人が利用している600平方メートル弱の資材置場のうち、450平方メートルは道路用地として市に所有権が移転されたため、残りの既存の資材置場に隣接する農地を転用し、縮小した資材置場を拡張するための申請となります。

こちらにつきましては、3月18日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況の確認をして参りました。また申請の代理人より、電話にて申請内容などを確認いたしました。

申請地は案内図のとおり、住宅と農地が混在する区域となっております。

転用計画については、本日お配りしてあります土地利用計画図のとおり、拡幅予定の市道に面した現用の資材置場に隣接する農地を、新たに資材置場として利用する計画です。申請地の北側及び南側は住宅で、隣接の東側が畑となっており、多少の野菜が栽培されておりましたが、土地利用計画図の通り、境界は高さ20cmの木柵を設置するとともに、敷地内を砂利敷きとして、雨水の流出を防止することとし、隣接農地への影響はないと思われま。また、北側南側に隣接する住宅の居住者からも同意が得られているとのことでした。

申請面積も必要最小限となっておりますから、転用申請はやむを得ないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

3月23日に、荻野委員とは別に現地を確認しました。特に問題はないかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が土建業を営んでおり、新設道路用地として資材置き場の一部を売却したため、資材置場を拡張するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第4号の1番から2番について、一括してご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

3月19日、双方に電話にて話を伺いました。

3月21日に、三木推進委員とは別に現地を確認しました。まだ除草もされていない状態でしたが、すぐにでも耕作したいとのことでした。

借受人は、昨年から入間市にて野菜栽培を行っている農家です。5年弱の農業経験があり、耕作は家族2名により耕作することとなっております。

今回の申請地は、全て野菜畑として利用する予定です。

現在市内において59アール強を借り受けて耕作しており、農機具も耕運機2台、軽トラック1台、草刈機1台など必要なものを所有しており、今後の耕作に支障ないものと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

3月21日、上原委員とは別に現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障はないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の1番～2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までは経過措置により今までどおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

上原委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の（申請地を含めた現在の）経営面積は8,603㎡であり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は317日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第 5 号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について、を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに、議案を読み上げます。

議案第 5 号、入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について「令和 7 年度の目標（案）」別紙 1 のとおり。

それでは、令和 7 年度の目標（案）の主な点をご説明させていただきます。

目標案につきましては、令和 6 年度に立てた目標を基本として、現状と実績を踏まえ、策定しております。

別紙 1 の「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の 1 ページ目をご覧ください。

1 には、農業委員会の現在の体制として、農業委員数等の記載と、2 には、農家・農地等の概要として、2020 年に実施した農林業センサスに基づいた農家数や農業者数等が記載されております。

続いて、2 ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。

「(1)農地の集積」の「②目標」について、ご説明いたします。

表の中段、左側にございますが、令和 7 年度の新規集積面積の目標は、24.76 ヘクタールとなっております。これは、令和 15 年度末の目標集積面積を、現在の農地面積の 56 %（これは埼玉県の目標）である 463.12 ヘクタールとしており、そこから、これまでの集積面積を引き、目標設定期間である 9 年間で割ったものを目標数値といたしました。

次に、「(2)遊休農地の解消」の「②目標」について、ご説明いたします。

令和 7 年度の目標解消面積は、「a 緑区分の遊休農地の解消目標面積」として 0.72 ヘクタールとなっております。これは、遊休農地のうち、草刈り等で耕作が可能となる「緑区分の遊休農地」の解消目標面積で、作成要領で示す令和 3 年度遊休農地面積 3.61 ヘクタールの 5 分の 1 の面積とすることからの算出によるものです。

また、耕作が可能となるには基盤整備等が必要な「b 黄区分の遊休農地の解消」のための工程表の策定方針として、「直ちに耕作できない状況を鑑みて、個別の農地状況を踏まえて解消できる方策を検討していく。」といたしました。

最後の、「イ 新規発生遊休農地の解消」については、前年の令和6年度に新規発生した遊休農地2.57ヘクタールから算出したものです。

次に3ページの、「(3)新規参入の促進」の「②目標」について、ご説明いたします。

新規参入者への貸付等について公表する農地面積を、2.45ヘクタールとしております。これは、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記載することとなっておりますので、その数値を記載しました。

次に、「2 最適化活動の活動目標」について、ご説明いたします。

まず、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、令和6年度と同じ、月あたり7日としております。現委員の活動記録簿の記録状況も鑑みて、昨年度と同じ日数といたしました。

次に、「(2)活動強化月間の設定目標」について、ご説明いたします。

取組時期と項目については、表にあるとおり、7月及び10月には農地パトロールを実施、その後11月に再指導を行い、遊休農地解消を推進していくため、「②遊休農地の解消」としてしております。

次に、「(3)新規参入相談会への参加目標」について、ご説明いたします。

こちらは、令和6年度と同じく、都内で行われる「新・農業人フェア」に2名が参加としております。

今後のスケジュールでございますが、ご審議をいただきました内容にて、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただきます予定でございます。説明については以上となります。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

○議長

私の方から一つ、関係ないのですが、毎月活動報告を出してもらっているのですが、事務局の方で何かもう少しこういうところを書いてほしいとか要望があれば教えてください。

○事務局

事務局から要望というところもあるのですが、活動記録簿につきましては、概ねの委員さんから提出していただきありがとうございます。こちらの方の別紙1の目標の中で、一日当たりの活動日数、月7日と入れさせて頂いているのですが、これについては活動記録簿の2・

3・4の遊休農地の解消、農地の斡旋、新規就農者への支援ですとか、そういうところを入れていただいているところを、できれば週に2回ぐらい、難しければ週に1回ぐらいでも構いませんので、地区内を回るとか、農業者とのマッチングをですね、月7日と目標にしておりますので、そちらを目安に活動して頂ければと思います。

○議長

何かほかにございませんか。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

現在、農業振興課において地域計画というのを策定しつつありますけれども、その計画とのすり合わせといったものは考慮しているのかということと、もう一点ですね、これは個人的な話なのかもしれませんが、遊休農地を解消する目標なんですけども、遊休農地となる理由というのを考慮しているのかどうか、例えば最近委員さんにも茶園を経営されている方が多いですが、日本茶離れとかですね、宮寺などでも、茶園を伐根してしまって野菜畑のようになるところも見受けられるのですけれども、そもそも茶園としては利用できましたけど、野菜畑としてはなかなか利用し辛いとかですね、そういった農業経営をする上で、農家として使いづらいような畑が遊休農地に推移していくのかなと思われるのですね。ですから数値というよりも背景というのを少し、農業振興課と協議しながら数値を積み上げた方が、目標としてはしっかりとした目標の数値になるのかなと思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局

まず荻野委員さんからご質問ありました1点目の、地域計画との数値のすり合わせということになりますが、こちらにつきましては、あくまでも借り受けた新規就農の集積の面積だとか、遊休農地の面積という既存の数値を積み合わせでやっているものですので、地域計画の方のものとはちょっとリンクしない形のものとなっております。

2点目の遊休農地の経緯だとか、そういうものも含めて農業振興課とも連携してという話ですが、こちらにつきましても、遊休農地となってしまった経緯としましては、簡単に申し上げますと、やられている本人の高齢化だとか、もう亡くなられてとか転出したりとかそういう諸々の理由でできないのと、あとは体調を崩したりとそういうところもあるかと思うのですが、そのあたりの個別のものの積み合わせで、あとは荻野委員さんからお話ございま

した、傾斜地等の利用しづらいところ、そういうところのお話もございましたので、今後、新たな利用を進めるに当たりましてですね、農業振興課と連携した上でマッチング、借り手と受け手の繋ぎ方というのを検討していきたいと考えております。

入間市の場合、東京と隣接しておりますので、東京都農業会議とも連携して担い手の方を探しているところもございます。あと市内の方でも新たにやりたいという方がおられる現状もございますので、そういうような方々ともうまく連携しながら、遊休農地が少しでも減るような手立てを考えていければと考えております。以上でございます。

○農業委員 9 番（荻野実君）

ありがとうございます。

○議長

それでは、ほかにございませんか。

（中島伸吉委員 挙手）

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

この間、製茶法人さんの春の講習会に出かけまして、茶樹の改植の件で、地域計画に入っていないと国からの補助が頂けないみたいなニュアンスの話を伺いました。私たち根岸地区でやった時は、そういうメリット・デメリットに関しては何もなくて、班の互助会の時に、どうなっていますかと質問されたのですが、農業委員として何も答えられなかったのです。

結局、農業委員会だけではなくて農業振興課も絡めてのお話でしょうから、中々こちらにも連絡が来なかったというのもあるだろうし、それで今どのような形で根岸以外のことをやっているのか、それとも入間市全体を見ているのか、もう一つ他地区との、狭山市・所沢市との違いなり、兼ね合いなり、どのように進めているのかというのをお聞きしておいた方がよろしいのかなと思ひまして、分かる範囲で結構ですから説明をお願いいたします。

○事務局

先ず地域計画につきましては、大字根岸地区のみ年度内に決まるような形になっておりまして、他地区につきましては、農業振興課ともどのような形で広げていくかということで調整していたところなのですが、今、中島委員さんからお話ございました、製茶法人さんの補助金の方の絡みで、地域計画の方のエリアに決まらないと補助金の対象にならないというお話がございましたので、その辺につきましては農業振興課と調整しながら、令和 8 年度中に宮寺二本木地区・金子地区などを進めて、市内の農用地区域については農業振興課の職員で

ないと、はっきりとしたことは申し上げられないのですが、青地のところについては、基本的には地域計画に８年度中に含める形で考えているとのこと。ただ、うちの方の事務局だけで申し上げられることではございませんので、その辺りについては、農業振興課の担当と調整しながら、来月の総会のところで地域計画の進め方というのを、農業委員、推進委員の皆様にご説明できる場を設けるように、調整を図らせていただきたいと思います。その辺りの連絡の関係は、委員さんから、先ほど中島伸吉委員からもちょうとその辺りが、はっきりしたことが答えられなくて困惑したとお話ございましたので、その辺りの情報共有ができなかったことはお詫びさせていただきます。来月の総会の中で、地域計画の方向性を委員さんの方にご説明させていただくとともに、後程協議会の方でご説明を考えていたのですが、宮寺・二本木・狭山台地区の方で先週の金曜日、協議の場を宮寺・二本木地区センターで設けさせていただいて、地域計画の令和７年度について進めていく形で調整しているところでございますが、ちょっとこちらの方だけでは説明が足りないところもございますので、ご説明できる場を改めて設けさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○農業委員５番（清水裕司君）

すみません。実はね、所沢・狭山市は全地域を年度内に実施したのに、入間市は何で根岸だけとか、例えば宮寺・二本木にあたるだけとか、何故そういうふうにするのか。農水省の補助事業、改植もそうですし、ハウスとか農機具とかいろいろなのがあって、全市内にかけないと少しでも漏れてしまうわけです。だから所沢・狭山市は字ごとにやっていくのではなくて、いっぺんに市内全体をかけたのです。入間市だけがそれを知らなかったのですよね。他の地域のかからなかったところは補助事業の対象外となっちゃうわけで、それを何で農業振興課長はわからないで、わざわざ根岸にしたのか。私もつい最近、県の方から入間市がおかしいことやっていると聞いて、外れたところは一切何もできないとなってしまいますよね。その辺は事務局の代表である事務局長も全然知らなかったじゃないですか。他の市がやっているやり方で同じことをやれば入間市も何の問題もなかったのに、また令和８年度から地域ごとにやるということ自体がおかしいのではないかと思うのですけど。

○事務局長

先ず、補助金の関係なのですが、私も聞いたのが今年の１月以降の話で、それまで把握してなかったものですから、地域計画にかかっていないと補助金の対象にならないと最近聞いたのですね。先ほどの狭山・所沢市の関係について清水委員からのお話のとおり、余りにも

入間市は狭すぎるとか小さすぎて、他のところにも聞いた方がいいのではないかということで、農業委員会事務局と農業振興課と調整をとりまして、農業振興課の方でも狭山・所沢市に聞いたら、入間市は設定をするのに細かすぎて一部の地域だけになってしまうのですが、狭山・所沢市はざっくりとやったというのを聞いて、入間市もそのようにやらないといけないということで、先ずは根岸地区だけだったのですが、今年度二本木と宮寺のところをこの間話し合いを持ちました。令和7年度中に農用地区域のある全地区行うということで今準備を進めておりますので、その辺も含めて農業振興課に次回の農業委員会の時に、スケジュールを進めて頂けるようお願いしてみようと思っていますので、そういう形でよろしく願いします。

○農業委員 9 番（荻野実君）

今の件で、一農業委員にはできないことなのですけども、例えば今清水委員がおっしゃったように所沢・狭山市はそういう形で行っている。入間市に関してももうちょっと視野を広く見ると、JAいるま野管内なわけですね。先ほど補助金の話がありましたけれども、自分も説明会には用があって行かれなかったんですが、通知文を見ると、地域計画の目標地図に名前を載せていないと、今後補助金の対象にならないかもしれませんというような、農業振興課からの案内があったのですが、そもそも国が地域計画をつくるのにあたって、目標地図に名前を載せていないと補助金を出さないというインセンティブをかけるというのはどうなのか。そこでですね、例えばJAいるま野管内だけでも農業振興課の方で、それらの市町村と話し合ったらどうなのかなと。国がですね、こんなインセンティブをかけて農家を締め付けるようなやり方としてはどうなのかなと思います。自分は宮寺の相談員もやらせて頂いているのですが、そこでも今後この話はちょっとしていこうと思っているんですね。

JAいるま野管内では、国から20億ぐらい補助金をもらっているようなのですが、当然紐付きだということで、その辺JAいるま野の利用分に関しても多分国はインセンティブをくれているので、農家に自由度が無くなってしまいます。それはちょっとやり方としてはどうなのかというのは提議していこうかと思っています。農業委員会ということではなくて農業振興の側面で、少なくともJAいるま野管内の市町村での話し合いみたいなのもあっていいのかなと思うのですが、そんなことも委員さんから話がありましたということで、農業振興課の方には伝えておいて頂けると有難いです。

○事務局長

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員 4 番 (中島伸吉君)

地域計画のことなのですけれども、去年根岸が受けた時には、何かそういう縛りがありますよとか、そういうことは全くなかったのですよね。全く聞いていなかった。それで月日が経ってから、これはやれませんよとか、これならいいですよとか後からそういう条文なり文言が出てくるというのは、最初から無かったのですかね。どうなのでしょう。

○農業委員 5 番 (清水裕司君)

あったから所沢・狭山市は全体にかけちゃった。だから入間市は見逃したのではないですか。そういう制約があるということ自体を農業振興課が見逃しちゃったのですよ。だから隣の市と違うことをやっちゃったわけです。所沢・狭山市は揃って最初から全体にかけたのです。知らなかった、それはでも問題あるのですね。国から多分そういう通達があったから、所沢・狭山市はそのようにやったわけでしょ。入間市はやらなかったということはそれを見逃しちゃった。その責任は結構大きいと思いますよ。

○農業委員 4 番 (中島伸吉君)

個々にやっている方も補助金が出ないというのは辛いと思うのですが、大きくやられている製茶法人なんかだと規模が大きいですから助成金を頼りに、100%頼りにはしないでしょうけど、苗木の本数なんかもすごく多くなるので、いろいろな面で上手に補助金なりを活用して、面積を増やしていると思うんですよ。そうすると貸している方もウィンウィンな形で上手く回っていかないと、流れがこけちゃうとまずいので、そういう補助金なり助成金なりの件は、早めに対応していただきたいと思います。

○事務局長

その辺につきまして農業振興課の方でも補助金を利用するかどうか、前回のアンケートで「補助金を利用される計画がありますか」というのがアンケートの中に一部入っていたと思います。それで利用したいというような地域があったところを先に始めていくというような

ことを言っておりましたので、その辺も次回の時に、どのような形で進めていくのかというのを説明して頂けるように求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

よろしいですか。

それでは、議案第5号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について、お諮りいたします。本件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○議長

ご異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については6件、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については1件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前10時17分